

# 名古屋大学における「一般教育」の運営に関する歴史的考察

青山佳代

はじめに

- 一 新制名古屋大学発足時における「一般教育」実施組織——「瑞穂分校」と「豊川分校」
- 二 自律的な教養部運営への取り組み——「教養部在り方研究会」
- 三 教養部の官制化と大学紛争
- 四 四年一貫教育の検討と各種委員会——「教養部大学問題検討委員会」・「とりまとめ委員会」・「教養部改革検討委員会」
- 五 学生気質の変貌と教養教育改革——「59カリ」と将来構想委員会
- 六 大学設置基準の大綱化と教養部の廃止

## はじめに

戦後の新制大学発足に際して最も大きな変革は、「一般教育」と称された教養教育の実施であつた。そもそもこの「一般教育」が新制大学に導入されるようになった契機は、米国教育使節団の報告書における勧告である。一九四六（昭和二一）年に出された『第一次米国教育使節団報告書』のなかで、「日本の高等教育機関のカリキュラムにおいては、既に述べたやうに、大概は普通教育ジェネラルエデュケーションを施す機会が余りに少く、その専門化が余りに早くまた余りに狭すぎ、そして職業的色彩が余りに強すぎるやうに思はれる」として、普通教育ジェネラルエデュケーションの少なさが指摘されていた。<sup>(2)</sup>

その後、幾度となく「一般教育」はその在り方に関する議論が続けられた。

しかし、その一九九一（平成三）年の大学設置基準の大綱化によつて、授業科目区分としての「一般教育」科目の開設義務が設置基準から消えた。その結果、ほとんどの大学で、「一般教育」科目のカリキュラムの大幅な改編が行われ、それと平行して教養部が改組・解体していった。教養部の改組・解体による教員組織の変更は、「一般教育」の実施体制に大きな影響を与えたといえる。

これまでも、大学における「一般教育」の在り方は各方面で論じられ、研究蓄積もある。けれども、新制大学

発足時から現在に至るまでの「一般教育」担当部局の運営に着目した研究は、管見の限り見あたらない。

本稿では、新制名古屋大学発足時からの「一般教育」を担当してきた組織の変遷に着目する。名古屋大学における「一般教育」担当組織の変遷が、同大学での「一般教育」の在り方にどのような影響を及ぼしたかを歴史的に考究するものである。なお、本稿では、一九八九年に刊行された名古屋大学史編集委員会による『名古屋大学五十年史』を基礎史料として活用する。『名古屋大学五十年史』は、新制名古屋大学の発足五十年を記念して編纂された文献である。資料的価値は、一次文献を吟味して作成された二次資料的のものであるが、名古屋大学の変遷を端的にまとめたものとして価値があると思われる。本稿では、同文献にまとめられた教養部に関する箇所を中心に再整理することも重要な作業とする。また、一九八九年以降の、名古屋大学における「一般教育」の変遷については、筆者が手に入れた各種資料によって整理していくこととする。

なお、本稿では、名古屋大学教養部ならびに同大学教養教育院における教育に関して、便宜上、「一般教育」という用語を活用することとする。従って、教養教育や共通教育、全学教育といった用語には、その都度注釈をつけることとする。

## 一 新制名古屋大学発足時における「一般教育」実施組織——「瑞穂分校」と「豊川分校」

### (一)

新制名古屋大学は、一九四九（昭和二四）年五月三十一日、学制改革（国立学校設置法公布）により、旧制名古屋

大学、同附属医学専門部、第八高等学校、名古屋経済専門学校ならびに岡崎高等師範学校を包括して発足したのだが、この発足の二年前の一九四七（昭和二二）年九月にはすでに、旧制名古屋大学において「大学の新しい在り方研究会」が組織されていた。ここでは、「一般教育」のあり方についてもさまざまな議論が行われていた。<sup>③</sup>

その翌年の一九四八（昭和二三）年六月には、文部省が国立新制大学実施要項を確定し、そのなかで「各都道府県には、必ず教養及び教職に関する学科若しくは学科をおく」として、教養（学）部必置の原則が示された。

旧制名古屋大学における「大学の新しい在り方研究会」での議論ならびに、文部省が示した原則を受けて、名古屋大学では、「一般教育」を担当する部局を検討した。

そこで、第八高等学校と岡崎高等師範学校を「一般教育」担当部局とする計画が進められていった。

一九四八（昭和二三）年七月一五日の旧制名古屋大学評議会が教養部人事委員会の設置が決定された。同委員会は旧制名古屋大学の各学部長、各学部の教授一名（評議員）、および旧第八高等学校ならびに旧岡崎高等師範学校の校長から構成された。

一九四九（昭和二四）年三月二一日の新制大学設置事務局責任者協議会では、教員の「包括学校から教養部への転換」の方針が提示され、名古屋大学教養部の教員組織編成をめぐっての会合が、同年五月から六月にかけて繰り返された。<sup>④</sup>

同年七月一日には、「一般教育」を担当する学部として、第八高等学校を母体とした「瑞穂分校」、ならびに岡崎高等師範学校を母体とした「豊川分校」がそれぞれ設置され、これらが「教養部」と呼称されるようになった。母体の第八高等学校ならびに岡崎高等師範学校の校長であった栗田元次ならびに松原益太郎が分校主事として任命された。このとき、分校主事ならびに教養部の運営に関する権限が省令では定められていなかった。そこで、教養

部運営に関する権限は、名古屋大学の内部規定で定めることとした。その結果、名古屋大学の教養部には、(1)「教養部長」に相当する者は置かないこと、(2)分校主事は総長直属とすることが申し合わされた。

また、同日に開催された協議会では、教養部運営委員会の設置が正式に承認された。教養部運営委員会とは、教養部の学科目、単位、ならびに教科書等その他教養部発足に関する措置について審議する機関のことである。教養部運営委員会は、各学部長、同各学部教授一名、第八高等学校、名古屋経済専門学校、ならびに岡崎高等師範学校の校長及び教授各一名で構成され、委員長には当時の理学部長が就任した<sup>(5)</sup>。

同年七月一三日の新制大学設置事務協議会で決定された教養部のスタッフは、瑞穂分校が主事一、教授五、助教一〇、講師四、助手一の合計二一名、豊川分校が主事一、教授四、助教七、講師二、助手二の合計一六名であった。助手を除く全員が第八高等学校、名古屋経済専門学校、岡崎高等師範学校からの移籍であった。また、兼任スタッフが五三名配属されたが、うち四七名が上述の三包括校（第八高等学校二一、名古屋経済専門学校六、岡崎高等師範学校二〇）からであり、旧制名古屋大学からの配属は六名に留まった。加えて、一九五〇（昭和二五）年にあらたに教養部の専任スタッフとなった二七名（教授一一、助教授一一、講師五）も、全員が三包括校からの移籍であった<sup>(6)</sup>。

さらに、興味深いできごととして、分校以外の転出を余儀なくされた教員もいたことが挙げられる。つまり、業績不足などの理由で、転出せざるをえなかった教員がごくわずかながらいた。名古屋経済専門学校の場合には、同校が新制名古屋大学経済学部の母体となったが、経済学（経営・会計・商学）関係以外の科目（たとえば、法学・外国語・体育等）の担当教員は教養部へ移籍し、また、経済学関係の教員の経済学部への移籍にあたっては選考が行われて、一部の教員が経済学部へ移籍できず他へ転出していった<sup>(7)</sup>。

このように、名古屋大学「教養部」は、旧制大学から新制大学への移行とともに、第八高等学校ならびに岡崎高等師範学校が、新制名古屋大学へ吸収されたといえる。<sup>⑧</sup>

『名古屋大学五十年史』においても、このような状況について「教養教育がもつぱら三包括校の教員に任せられ、全学的な取り組みの体制とならなかったことを示唆している」と評されている。<sup>⑨</sup>

たしかに、新制大学発足以前から、旧制名古屋大学において「大学の新しい在り方研究会」のなかで、新制大学における「一般教育」の議論が行われていた。けれども、このような状況を鑑みると、名古屋大学における「一般教育」は、旧第八高等学校、旧岡崎高等師範学校、ならびに名古屋経済専門学校の一部の教員に全面的に任ざられており、全学的な取り組みではなかった、と言わざるを得ない。

## (二)

教養部には、教員人事を取り扱う「教養部人事委員会」と、学科目及びその単位、教科書等を検討する「教養部運営委員会」が設置されていた。けれども、一九四九（昭和二四）年九月に「教養部運営に関する規程」により、両委員会は統一されて「教養部審議会」となった。教養部審議会は、教養部の教員人事と教育方針を決定する機関であり、総長が主宰し各学部長（六名）および各分校主事（二名）で構成された。<sup>⑩</sup> けれども教養部教員の参加は認められていなかった。

こうした状況を打破するために、一九五〇（昭和二五）年三月、瑞穂分校は教養部全体の統一した運営確保のために、専任の教養部長を置くことを求める上申書を総長宛に提出したが、教養部審議会と協議会は、この議題を保留措置とした。さらに、同年四月、（教養部）瑞穂分校は、分校の講師以上の教員を選挙権者、名古屋大学教授を

被選挙権者とする分校主事の選考規程構想を提案したが、教養部教員だけで主事を選挙するのは「穏当ではない」という否定的意見がもつぱらであった。教養部教員の選出した教員が主事候補となることは、暫定措置として認められた。<sup>(11)</sup>

教養部の教員人事と教育方針を決定するという、重要な機関である教養部審議会への教養部教員の参加に関しても、必要に応じて列席することが認められたにすぎなかった。なお、管理機関としての協議会にも、両分校主事は、必要に応じてオブザーバー参加のみが認められていた。<sup>(12)</sup>

このように、教養部の教員は、審議会や協議会といった教養部の運営に関わる重要な会議に参加することを制約されていた。みずからが所属する部の運営に主体的に携わることではできなかったのである。

### (三)

一九五二(昭和二七)年に岡崎高等師範学校が廃校となった。それを機に、同校を母体とした教養部豊川分校は、第八高等学校を母体とした教養部瑞穂分校に統合されることになった。分校主事は、「教養部長」と呼称されるようになり、<sup>(13)</sup>協議会にも参加できるようになった。

さらに、一九五二(昭和二七)年度から教養部審議会の構成が変わり、各学部長、教養部長、各学部の教授一名、教養部教授五名の合計二二名となった。学部代表一六名と比べると、教養部の代表が六名(教養部長一名、教養部教授五名)であるのは、不平等に感じるが、とはいえ、初めて教養部審議会に教養部教員が出席できることとなったのである。<sup>(14)</sup>教養部から出席していた教員五名は、人文科学・社会科学系列から各一名、自然科学系列から二名、外国語系列から一名という構成であった。

また、教養部運営の主体となる教授会については、二ヶ月間の審議を経て、一九五二（昭和二七）年五月に、全教員から構成される「教官会議」と、教授のみが参加する人事に関する会議「教授会」の二本立てで実施されること<sup>15</sup>が決まった。しかし、人事に関する教授会といつても、その任務は非常勤講師の候補者選びと助手の任免だけで、専任教員の採用に関する人事権は有していなかった。

教養部運営に関する各学部からの圧力、ならびに教養部の主体性発揮に対する阻害は、教養部長選考においても同様であった。教養部審議会は、教養部長を学部の教授から選出することを決定した。さらに、その選考内規として、各学部から二名以内の推薦された者から、審議会が三名の部長候補を選出し、総長が教養部長を選考するとう案を作成した。<sup>16</sup>これに対して、一九五〇（昭和二五）年に暫定措置ではあっても主事を自分たちだけで選出した経験のある教養部瑞穂分校出身の教員は、一九五二（昭和二七）年三月の審議会に、教養部長の選出に教養部教員の意向が強く反映される方式を要望していたが、これは適わなかった。<sup>17</sup>結果的には、教養部教官会議が推薦した候補者である戸近太郎が選出されたが、大きな不満を残すこととなった。<sup>18</sup>

このように、助手以上の人事権は認められず、協議会へも教養部長以外の教官代表を送ることができず、さらには、みずからの代表である教養部長の選出に対しても建前上は自分たちの意思どおりには選出できないという、状況におかれていたのである。<sup>19</sup>



## 二 自律的な教養部運営への取り組み——「教養部在り方研究会」

### (一)

前節で論じたように、教養部の教員は、みずからが所属する部局の運営に、主体的・自律的に携わることができなかった。そこで、その後、教養部教員は、さまざまな取り組みを開始することとなる。

一九五三（昭和二八）年度から、大学の最高議決機関として、協議会に代わり「評議会」が発足した。その構成は、総長、学部長、各学部の教授二名、教養部長、附置研究所の長一名であった。この構成からも明らかのように、教養部からは教養部長一名のみである。各学部は、学部長に加えて、教授二名が出席することになっていたことを考えると、教養部に対して、同等の待遇をとっていたとはいえない。

そこで、教養部長は、四月の評議会で教養部教授の二名のオブザーバーとしての出席を要請したが、すぐに認められることはなく、同年一二月の評議会ではじめて一名のオブザーバーとしての出席が認められた<sup>(20)</sup>。

このように、学部と同等の待遇を受けることができない教養部は、一九五五（昭和三〇）年六月の「教養部在り方研究会」<sup>(21)</sup>（以下、「在り方研」と表記）において、当時の教養部長であった三雲次郎は、「教養部は学部の子科的存在ではなく、過渡的には自主的に運営させることが先決である」（傍点筆者）という意思をもち、教養部教員による自律的運営を求めた。

ここにおいても、教養部と各学部との地位の同等を求めている。

一九五六（昭和三一）年二月の「在り方研」においては、教養部教員による教養部の自主的運営に関する集中的な議論が行われた。各学部長から各学部の意向が表明され、大勢としては教養部の自立承認に傾いているが、縦割りや横割りが未解決である点や、<sup>(22)</sup>教養部での講義が専門的な講義に傾斜していることへの不満が表明されたうえで、「在り方研」の結論的な考えがまとめられた。<sup>(23)</sup> それを受けて、教養部審議会および全学評議会において検討が行われることとなった。その結果、同年六月の評議会で総長から「教養部教員の選考権は教養部教授会にまかせ、選考委員会の構成は従来通り全学から委員を選ぶ」という提案がなされ、承認された。<sup>(24)</sup>

同年九月には、「教養部運営に関する規程」が一部改正され、教養部審議会の扱う事項は、教養部の教育方針、教育課程、入学定員、およびその他教養部と学部に関連事項となった。さらに同月、教養部教官会議は、教授のみで構成する教授会の設置を承認し、同年一〇月九日には、教養部教授会が正式に発足した。<sup>(25)</sup> 人事の審議決定にあたっては、教授選考の場合は、助教授および講師のように職階の下位者は発言権をもつが、投票権はもたないときれた。さらに年内の教授会において、部内の各種委員会の存廃と、それにとりも新しい委員会規程、選挙内規などが検討された。

また、これ以後、教官選考委員会は、学部委員二ないし三名および教養部委員一名という構成から、学部委員および教養部委員は同数で構成されることとなり、しかも選考委員会の招集と運営は、教養部委員が主体となることに変更された。また、教養部長の選考も、引き続き教養部審議会で選出されるものの、教養部内での意向投票、予備選挙を経て教員会議で決定した候補者が尊重されるようになった。<sup>(26)</sup> さらに、全学評議員への教授二名の参加という課題も一九五八（昭和三三）年一二月の全学評議会で実現した。

このような経過をたどって、教養部教授会とならんで、教員会議が教養部運営と一般教育の責任組織になるとい  
う、教養部自立の軌道が敷かれることとなった。

### 三 教養部の官制化と大学紛争

#### (一)

一九六二（昭和三七）年三月、国立大学協会の一般教育委員会は『大学における一般教育について』という報告書を発行した。そのなかで「一般教育を徹底するためには、その管理・運営の組織を確立し、責任の所在を明らかにしなければならぬ」と記し、「いわゆる教養部が学部に準ずる処遇を与えられる学部として制度上正式に認められることを要望したい」という、教養部の官制化を促進する提言を行った。

一九六三（昭和三八）年一月二八日には、中央教育審議会が「大学教育の改善について」という答申を出した。同答申のなかの「II 大学設置および組織編成 (二) 教養課程の教育を行う組織」という項目において、「教養課程における教育を行う組織は、必ずしも各大学において一様ではなく、将来も画一的な組織とすることは適当ではない、ただし、多くの学部を有する大学においては、教養課程における教育を効果的に行うため、必要に応じて責任者を置き、担当教員の間の協力関係を密にするための機関を設けるなど、自主性と責任をもつ組織を置くことが望ましい。このような組織を教養部として制度的に認めるようにする必要がある」と記した。

同年三月三十一日、国立学校設置法改正案（法律第六九号）の施行により、同法第二章国立大学の第三条に「文部省令で定める数個の学部を置く国立大学に、各学部に共通する一般教養に関する教育を一括して行うための組織と

して教養部を置く」という項目が設けられた。

この法改正により、名古屋大学は、京都大学、九州大学、ならびに大阪大学とともに、一九六三（昭和三八）年三月三十一日付けで教養部が官制化された。<sup>(27)</sup>

この官制化の端緒は、一九五九（昭和三四）年九月の国立大学協会において、岡山大学、金沢大学、新潟大学から教養部官制化の強い要望が出され、翌一〇月の七大学教養部長会議においても、東北大学の議題提示をもとに議論されたことにある。名古屋大学も同会議において、「教養部を制度的に確立して学部と同格にして貰いたい」（傍点筆者）と発言している。<sup>(28)</sup>

名古屋大学では、一九六〇（昭和三五）年八月の教養部教授会に教養部長がこの問題を提起し、検討されはじめた。同年九月の教授会ならびに教員会議では、官制化の方針を提言していた『大学における一般教育について』の中間報告が全員に配布され、これをもとに各系列でも検討されることとなった。翌一九六一（昭和三六）年一月の臨時七大学教養部長会議に向けた要望書のなかで、名古屋大学は官制化を求めた。同年六月の七大学教養部長会議で、官制化の方針を受け入れることを決定した。<sup>(29)</sup>

このような全国の動向を踏まえ、名古屋大学では、一九六一（昭和三六）年一二月の教養部教員会議で特別委員会設置の必要性が指摘され、一九六二（昭和三七）年二月には、討論集会を開催したのち、教授会で「官制化特別委員会」が設置された。<sup>(30)</sup>

同年五月、名古屋大学で七大学教養部長会議が開催され、東京大学を除く六大学の教養部が官制化の概算要求を出す方針が決定された。同年八月の教養部教授会では、文部省陳情についての報告がなされ、文部省は官制化に好意的であること、ならびに官制化が即予算増にはならないが、数年後にはそれが可能であろうという感触が伝えら

れた。<sup>(31)</sup>

国立学校設置法では、教養部を「各学部に通ずる一般教養に関する教育を一括して行うための組織」と定めているが、名古屋大学教養部設置計画書には、「高度の学術研究及び高い専門職業教育に必要な一般教育、基礎教育、外国語教育及び保健体育の教養課程を施すと共に、優れた学問的環境のもとに人間形成の実を挙げるために」教養部を設置すると明記されていた。けれども、当時の名古屋大学教養部の実態はそうではなかったのである。「理念的には一般教育と前期課程教育の兼任担当学部の存在を公認し、制度的には準学部的な組織を公認するという矛盾を内包した新制度の発足を意味した。……前期課程で実施される一般教育を、専門教育より一段下の教育と見なす教育観や前期課程の責任学部である教養部を学部の下部機関と見なす制度観を固定させた」とも評され、<sup>(32)</sup>官制化によつて教養部が学部と同等の立場になれるとは限らなかった。

名古屋大学教養部は、学内においても「一般教育」の責任部局として、自主的な管理運営の権利を獲得しようとする懸念になっていたが、同時に、学外においても他大学と協力して、教養部の地位向上を目指していたことがわかる。

## (二)

名古屋大学では教養部官制化と併行して、教育ならびに運営の改善が行われた。キャンパスの東山集結<sup>(33)</sup>とも相まって、教養部における教育と研究の発展が期待された。けれども、それとともに名古屋大学教養部をめぐって、さまざまな問題が顕在化し始めた。

顕在化した諸問題として、『名古屋大学五十年史』では、つぎの三点があげられている。<sup>(34)</sup>

- ① 大学内における教養部の位置づけ、換言すればその存在意義の確立の問題。
- ② 高度経済成長期を支える要因であるとともに、その結果でもある大学生の急激な増加への対応。
- ③ 世界的な風潮となった若者の「管理体制への反乱」の象徴ともいえる「大学紛争」<sup>(35)</sup>。

①に関しては、名古屋大学教養部は、他の各学部とは異なり、「名古屋大学教養部運営に関する規程」に従って運営されていた。教養部長も教授会もこの規程に基づいて承認される存在であり、また、教養部の教育方針やカリキュラムあるいは学生定員についての審議は、学部と教養部との関連事項として教養部審議会が審議することになっていった。

つまり、教養部は自らの組織の判断で、教養部を管理・運営する権限が少なかったといえる。

②の大学生の急激な増加に関して、名古屋大学の学生定員は、学科新設や講座新設、あるいは学部の拡充改組の結果として、一九六五（昭和四〇）年度には一九四九（昭和二四）年度の約二倍<sup>(36)</sup>にあたる一四〇五名<sup>(37)</sup>までになっていた。同年度の教員数は一二二名であった（昭和二四年度は三七名、昭和二五年度は六四名<sup>(38)</sup>）。この学生数および教員数の状況は、大学設置基準に示す五〇名単位の授業を不可能とした<sup>(38)</sup>。加えて、学生数の増加に伴い、希望する授業が履修できない学生も出てきた。このように、教育のマスプロ化が進むとともに、希望する授業の受講が保障されないなど、学生の教育条件が悪化していった。その結果とも思われる大量の留年生が発生した。教育をめぐる諸条件の悪化の進行はこのような矛盾を累積させ、学生の不満を増大させていくことになる<sup>(39)</sup>。

教養部に存在する問題が深刻であることを認識した教養部は、名古屋大学のすべての学部に対して正しい認識をもってもらうために、教養部白書というべき『教養部の現況』を一九六五（昭和四〇）年に作成した。<sup>(40)</sup>『教養部の現況』は八節からなり、主な主張はつぎの六点である。

- ・教養部は名古屋大学教養課程を担当し、「教養教育」と「基礎教育」を行っている。
- ・カリキュラムは、「一般教育」の最低必要単位数五二ないし五六単位をはるかに超えて八四単位程度の履修が可能なように作成されている。なお、第四期においては一週間に二、ないし二・五日分の時間が専門課程の授業にあてられている。
- ・教員数および施設の現状は、大学設置基準に示す五〇名単位の授業の実施をまったく不可能にしている。しかも状況は年々悪化していて、教員数と学生数との比は発足つぎの昭和二四年よりも減少し、非常勤講師へ依存している授業は専任教員二〇名分を超えている。このため授業の選択受講やクラス制度は有名無実となり、ゼミナール試行も困難となった。これらは設置基準の不備欠陥に基づく。
- ・「基礎教育」の到達度の不足をなじる批判があるが、新制大学の教養課程制度の下での学習についての無理解に基づくものが多い。学生の学習態度や教員の指導効果の改善向上を図るためには、現在の教養部制度の抜本的な改善が必要である。
- ・助手の定員数、教員当り積算校費（研究費）、学生経費、校舎や附属施設の建築面積のいずれにおいても、大学における教育と研究を行うには貧困すぎる。とくに名古屋大学では理科系学部学生の比率が大きいのでその

矛盾が大きい。

・したがって現状のままでは、教養部の教員に充実した研究や教育を期待することは困難である。さらにまた、問題の解決は教養部自体の手の届くところにはなく、全学的な視点からの改革が必要である。

『名古屋大学五十年史』では、これらの主張は、「教養部設置計画書よりも一歩踏み込んだ表現で教養部は前期課程の担当学部であることを自認している。そして、前期課程の担当学部であろうとも、大学の一学部としてふさわしい財政基準が保たれるとともに、教養課程教育についての全学的な正しい認識がないかぎり、大学教育全体が不完全に終わり、十分な成果を期し難いものになりつつあることを強調している<sup>(4)</sup>」とある。

ここまでの主張をしなければならなかったことを鑑みると、当時の教養部の置かれていた立場がより明瞭になる。さらに、『教養部の現況』の第四点目からは、当時の学部が、本来の新制大学における教養教育の目的とは異なった学習成果を教養部に求めていたことが明らかである。つまり、名古屋大学教養部は、官制化したといえ、教養部の存在意義や「一般教育」の重要性が、全学には周知されていなかったといえる。

#### (四)

教養部長を中心とした教養部審議員が、評議会、教養部審議会などにおいて、前項に示された、教養部の事態の深刻さとそれについての正しい認識と援助を全学に訴え続けた。けれども、なかなか理解は得られなかった。

さらに翌一九六六（昭和四一）年には、前年度一七〇名の入学定員増の対策も不完全なままに、そのうえ七五名の入学定員増がありながら、施設の増築は皆無であり、さらに教員定員増四名、講師定員一九名を教授定員一〇名



および助教授定員九名へ振り替えるという予算措置しか講じられなかった。このため、授業実施上大変な困難が生じ、また増員された教員は一つの研究室に二名が同居する場合が多発し、教養部では大学教員としての研究や教育を保障する設備も時間も失われていた。<sup>(42)</sup>

学生の状況をみてみると、一九六八（昭和四三）年一月には、エンタープライズ佐世保寄港反対のストライキが名古屋大学においても行われ、同年四月には教養部の学生が名古屋市内のデモ行進に関係して警察に逮捕される事件が発生したりするなど、<sup>(43)</sup>名古屋大学においても紛争の波が押し寄せた。さまざまな問題に対して学生大会やデモやストライキが行われたことから、教養部では授業が静かに行われる雰囲気はまったく失われた状況に陥った。<sup>(44)</sup>

しかしながら、このような学生の状況が契機となり、名古屋大学では教養部を中心とした教育改革の取り組みが開始されることとなった。<sup>(45)</sup>一九六九（昭和四四）年一〇月、総長は「大学改革を推進するための学長私案」および「大学改革を推進するための提案」を発表した。それを受けて翌一二月、総長のもとに「名古屋大学改革試案研究委員会」が設置された。この委員会は、早くも、一九七〇（昭和四五）年一月七日付けで第一回報告「名古屋大学改革のための検討資料」をまとめ、名古屋大学の広報誌である『名大ニュース』特集号で発表された。<sup>(46)</sup>

そのなかで、「一般教育」の実施について、「一般教育」担当の教員は固定されるべきではなく、全学の教員が責任を負うべきであるとして、大幅な権限をもつ全学的な「一般教育委員会」を設けるべきであるとしている。したがって、現行の教養部は廃止し、教養部教員は各学部のいずれかに属してそれぞれの教授会の構成員となり、学生はすべて各学部に所属することを提案している。なお、教養部が担当した語学、保健体育ならびに教職課程は、それぞれ語学教育部、保健体育部、教職課程部のような機関を組織することが考えられた。<sup>(47)</sup>

名古屋大学では、すでにこの当時から、全学出動体制に関する見識を有していたのである。加えて、教養教育を

在学中の全期間もしくは後期に重点を置くといった視点は、四年一貫教育への指向の提示が同時になされたといえる。<sup>(48)</sup>

#### 四 四年一貫教育の検討と各種委員会——「教養部大学問題検討委員会」・「とりまとめ委員会」・「教養部改革検討委員会」

(一)

〈教養部大学問題検討委員会〉の設置

名古屋大学改革試案研究委員会の討議と答申に基づき、改革の歩みが始まった。一九七二（昭和四七）年七月に「教育と研究に関する教育と研究に関する大学問題検討委員会」（以下、全学大問検と表記）が総長の下に設置され、<sup>(49)</sup> それを受ける形で同年九月に教養部内に「教養部大学問題検討委員会」（以下、教養部大問検と表記）が設けられた。一般教育に関する教育改革の具体的な検討が、この両委員会を中心としてなされることになった。全学大問検は、二年間の審議の結果、一九七四（昭和四九）九月に答申「一般教育課程の改革について」<sup>(50)</sup>を提出し、教養部大問検は、それに先立つ同年七月に「名古屋大学教養部改革について」<sup>(51)</sup>を答申した。

まず、教養部大問検による答申<sup>(52)</sup>は、一般教育とその実施部局である教養部の現状、ならびに問題点について、つぎのように指摘する。

・一般教育を専門教育から切り離して、一〜二年次に集中したために、大学教育の一貫性が失われたこと。

・一般教育専任の教員をおく教養部制度によって、本来大学においては一体化さるべき教育と研究とが制度的に分離されたこと。

・教養部教員は、専門学部および大学院の学生との接触を断たれ、それぞれの専門分野における研究成果を教育のうちに反映させる場を失ったこと。

・学生にとつての教養部は、いわゆる〈通過機関〉となつて、一般教育の意義についての認識が不十分となり、このことはまた、学生の間一般教育軽視の傾向を生む原因のひとつとなつたこと。

・全学の学生の半数を収容する教養部は、まさにそのことによつて、いわゆる〈マス・プロ教育〉の弊害、施設・設備の不足、教職員定員の仮称、予算の僅少等、教育・研究面での不備のしわよせを一手にひきうけることになり、そのためきわめて劣悪な教育・研究条件のもとにおかれ、そしてこの傾向は、教養部が〈学科目制〉の採用を余儀なくされたことによつて一層拍車がかげられ、その結果、克服し難い学内格差を生み出したこと。

・理念的に一般教育を重視するにせよ、あるいは軽視するにせよ、すべての責任は、上述の問題点を抱きかかえたままの教養部におしつけられ、その結果として、一般教育に対する学部側の無関心な状態をつくりだしたと。

以上の教養部における問題点に対して、「教養部大問検」の答申は、一般教育改革の基本的方向についてつぎのような提言を行つた。<sup>(53)</sup>

・四年間の一貫教育を実施して大学教育の改善・充実に努める。したがつて、専門教育と一般教育とをともに四年

間を通じて実施する。

- ・一般教育専任の教員は置かず、したがって現行教養部制度を廃止し、学生は入学当初から各学部に分属する。
- ・一般教育は、専門教育との有機的連関を重視して再編成する。そのさい、学生は非専攻系列の授業科目を一般教育科目として選択履修しようという考え方に立って、一般教育科目は、非専攻系列の授業科目および総合科目をもつてこれを編成し、三六単位の枠を維持する。
- ・外国語および保健体育を含む一般教育等の具体的な編成および実施は、全学的に組織される〈一般教育委員会〉(仮称)の責任において行われる。
- ・教員はすべて、研究と教育とを制度的に統一した組織(学部および大学院)の構成員として構成される。

この教養部大問検の答申は、二ヶ月後に出された全学大問検の答申に影響を与えた。全学大問検の答申は、さしあたりまず、四年一貫教育という名古屋大学における一般教育の新たな理念の提示とその根拠付けに論点を絞って、一般教育課程の改革に関する提言を行った。<sup>(54)</sup>

教養部大問検と全学大問検が相ついで提起した四年一貫教育としての一般教育の改革の理念はおそらく全国的にも先駆的であったと思われる点で注目されるが、<sup>(55)</sup>しだいに名古屋大学においても共通の認識となつていった。<sup>(56)</sup>

## (11)

〈とりまとめ委員会〉の設置

教養部教授会は、前述の教養部大問検の答申を受けるとただちに、一九七四(昭和四九)年九月に集中討議を行つ

た。これに基づき、答申の内容を概算要求事項として具体化し、とりまとめる作業を行うため、教養部の組織改革と四年一貫教育とが「車の両輪」として進められなければならないとの認識のもとに、同年一月に「とりまとめ委員会」を発足させた。さらに作業にあたってとるべき基本的方向として、上述の五項目（「教養部大問検」の答申は、一般教育改革の基本的方向についての提言）の実現を努力目標として設定した。<sup>(58)</sup>

とりまとめ委員会は、会議を重ねていく過程で、重要な問題に関して系列内の全体会議の、あるいは系列内に設けられた委員会を通じて各教室会議に意見を求めたり、委員会の討議内容を各系列、各教室へフィードバックしながら、意見の集約を行った。

同委員会は、ほぼ一年にわたる作業を経て到達した考えを「討議資料」にまとめ、一九七五（昭和五〇）年一月の教養部教授会の審議に付し、承認された。その骨子はつぎのとおりである。

〈表一…とりまとめ委員会による教養部改革の骨子〉<sup>(59)</sup>

- ① 人間科学、社会構造科学、物質科学、自然構造科学、数理科学の五学科からなる仮称「総合科学部」を創設する。
- ② 外国語系列は現語学センターと合体して仮称「総合言語文化部」を創設する。
- ③ 「総合科学部」「五学科を母体とする五専攻、言語文化専攻（総合言語文化部を母体とする）および保健体育科学専攻（総合体育科学センターを母体とする）」の計七専攻からなる仮称「総合学術研究所」を創設する。
- ④ これらの新しい教育研究組織は個別科学のしつかりした基礎的研究に根ざし、教育面では総合性を、研究面では学際性を志向する（なお、新組織は全学的協力のもとで、当分の間一般教育実施のかなりの役割をになうことも考えられる。）
- ⑤ 現在の主体的、客観的諸条件のもとで、当面学部段階の創設が困難な場合にも、この案自体が崩壊するものではなく、大学院研究科から出発することも可能なように配慮されている（なお、一般教育などの新しい「仕組み」については、全学的に「四年一貫教育検討委員会」で検討中のため、直接にはふれられていない。）

教養部長は、上記五項目からなる骨子を総長に提出し、教養部として一九七七（昭和五二）年度概算要求を行い、改革に向かつて「歩みだしたい」との要望を伝えた。

とりまとめ委員会は、その後の改革の検討の進捗状況に対応して、概算要求書の作成や、各学部との話し合いに追われた。同委員会は、一九八七（昭和六二）年までに九四回もの会議を開いている。<sup>60</sup>

このようにみえてくると、この当時の教養部の改革は、教養部における「一般教育」の質の向上を目指すというよりも、教養部を学部と同等の地位へと昇格させようと、管理・運営の面に注力していたと考えることができる。

### (三)

#### 〈教養部改革検討委員会〉の設置

一九七六（昭和五一）年の三月になると、評議会において、教養部改革についての全学的検討を行うために、「教養部改革検討委員会」の設置が決定された。同委員会の任務は、教養部組織の在り方について、全学的に賛成が得られる手続きを経て具体案を作成することであり、総長を委員長として、各学部、教養部、各研究所、語学センター、<sup>61</sup>総合保健体育科学センター<sup>62</sup>から教授各一名、オブザーバーとして全学大問検委員長および、四年一貫教育検討委員会委員長<sup>63</sup>を加えて構成された。教養部からは、当時の教養部長が代表して参画した。

教養部改革検討委員会は、同年四月に第一回委員会が開かれて以来、二年後の一九七八（昭和五三）年五月に第三〇回の委員会をもって活動を終えた。<sup>64</sup>

初期の同委員会では、教養部大問検の五項目（「教養部大問検」の答申は、一般教育改革の基本的方向についての提言）の実現を目的とする具体的な討議資料を含めて、教養部側の考え方を教養部長から聴き、四年一貫教育検

討委員会委員長からは、同委員会での検討模様および全学的にその委員会でもとまりつつある状況の報告を受け、さらに全学大問検委員長からは、大学院問題に関する研究と教育の大学問題検討委員会の答申について詳しい報告を受けた。それらの諸報告に基づき検討を加える傍ら、北海道大学ならびに広島大学に調査団を送った。<sup>65</sup>

以上の調査研究に基づき、改革の方向としてつぎの五パターンが考えられた。

〈表二・教養部を改革するための五つの案〉<sup>66</sup>

- 〈パターン1〉教養部を改革、学部を創設し、大学院・学部をつくる。教養部教員は新しい学部にも所属し、一般教育は、その新組織および全学で、あるいはその新組織で、責任を持つて行うという方式。
- 〈パターン2〉大阪大学言語文化部のような部、または名古屋大学の語学センターおよび総合保健体育科学センターのようなセンターを創設して、大学院研究科を創設し、教員はセンターに所属し、一般教育のほかに大学院教育を併せて担当する。固有の学生を持たず、一般教育は全学的あるいはセンターまたは部で行う。
- 〈パターン3〉既設の学部・研究科に教養部教員が分属し、一般教育は全学的な責任で行う。
- 〈パターン4〉現行教養部組織をそのままとして、大学院研究科をつくって、一般教育は、教養部教員が責任を持つて行うとともに、教養部教員は一般教育と大学院教育を併せて担当する。
- 〈パターン5〉経過的に、現行教養部をそのままにしておき、教員は既設の研究科に分属する。

一九七八（昭和五三）年には、教養部を廃止し、それに代わる新たな組織——総合学術研究科・総合学術部・総合言語センター・一般教育組織・統合事務部——の設置構想を内容とする一九七九（昭和五四）年度概算要求が確定され、文部省に提出された。<sup>67</sup>

この一九七九（昭和五四）年度概算要求では、総合言語センターの設置のみが認められた。総合言語センターは、既設の語学センターを母体に教養部から外国語部門を移してつくられるもので、四年一貫教育の実施、ならびに外

国語教育の発展のために大きな意義をもつものとなった。<sup>68</sup>

この概算要求の結果を受けて、さらに一九七九（昭和五四）年二月、評議会のもとに「教養部改革第二次検討委員会」が設置され、引き続き教養部改革案が検討された。概算要求での研究科設置等は当面無理であろうとの判断から、改革現実のバイパスとして大学院兼担講座（既存七研究科に一六講座）を設置するという成案をうるようになった。この大学院兼担講座の設置構想は、東京大学教養学部とそのヒントをえたもので、一九八一（昭和五六）年度の概算要求として提出され、同年度からその設置が認められた。<sup>69</sup>

以上、要するに、四年一貫教育の理念が名古屋大学における教育改革の基本的方向として定着していくなかで、一般教育の組織改革が提起された。四年一貫教育の導入という教育改革は、それと不可分のものとして教養部の組織改革を並行して実施してきた。そのさい、実に多くの委員会が立ち上げられ、概算要求が試みられて、まず総合言語センターが設置され、ついで、大学院兼担講座の設置が認められたことで、教養部改革は少しずつではあるが、前進していた。

## 五 学生気質の変貌と教養教育改革——「59カリ」と将来構想委員会

### (一)

教養部において、教育のおよび組織的改革が進行していくなかで、避けては通れない問題が起こった。それは学生気質の変貌という問題であった。<sup>70</sup>一九七一（昭和四六）年度カリキュラム実施時の学生気質の大きな変貌は、教養部の抜本的な改革をする前に、大きなカリキュラム改革への早急な着手を意味した。



一九七二（昭和四六）年度以降実施されてきた、いわゆる「46カリ」は、学生の自発的かつ自覚的な学修意欲への信頼と期待のもとに、一般教育科目等の履修要件を大学設置基準に近づけ、科目の自由選択制を最大限保障することを旨として始まったのだが、一九八〇年に入ると、学生の履修態様にこれまでにはなかった傾向が見られるようになった。<sup>(71)</sup>

このような学生側の変容がすむなか、一九八一（昭和五六年六月）、教養部教授会は、一九八三年度以降の教養教育カリキュラムの方針を検討するための、新カリキュラム案準備委員会を設置した。同委員会は一九八三（昭和五八）年六月に新カリキュラムの大綱を教養部教授会に諮り、その承認を得た。<sup>(72)</sup> この昭和五九年度カリキュラム（以下「59カリ」）は、四年一貫教育を推進する上で、一定の積極的な役割を果たすものであったが、同時にその準備過程で、現行の教養部制度の根幹に触れないまま一般教育の抜本的改善を図ることの困難さが、ますます明白となっていた。

つまり、教養部大問検が答申したように、専門教育との有機的連繋のもとで「一般教育」を実施しようとした場合でも、「一般教育」の主たる負担は、従来どおり教養部教員がこれを引き受けざるを得ないといった事情が続く。固有の専門教育に携わることのない教養部が、いかにして現実の教育実践を通じて「専門教育との有機的連繋」と見通しつつ、教養教育を効果的に実施しうるかという問題が新たに生じた。そこから教養部の学部・大学院研究科への改組の必要性が再認識されたのであった。<sup>(73)</sup> というのである。

しかも他方では、教養部を取り巻く状況は厳しさを増していった。とりわけ、当時の中曽根内閣のもとに設置された「臨時教育審議会」での、「一般教育」への批判、「高校教育の繰り返し」などを論拠とする「一般教育否定論」の展開は、教養部の危機感を増幅させるものであった。<sup>(74)</sup> 教養部では改革への取り組みについて新たな視点から見直

しが迫られた。

(二)

一九八四(昭和五九)年三月、教養部教授会は、「将来構想委員会」を立ち上げ、新たな視点から教養部改組の問題と取り組むこととなった。同委員会は、新たに日本学科・環境科学科・基礎科学科の三学科からなる「教養学部」と、日本学専攻・環境科学専攻・基礎科学専攻の三専攻および総合保健体育科学センターならびに総合言語センターを母体と構想される二専攻を加えた五専攻からなる「総合学術研究科」の設置を目的とした「学部・研究科構想」案をまとめあげた。<sup>75)</sup>

その後、「学部・研究科構想」案は、全学の教養部改革第三次検討委員会で検討されることになり、一九八五(昭和六〇)年三月、同委員会において教養部が同案を基礎に、一九八六(昭和六一)年度概算要求のための書類の作成作業に取りかかることが了承され、その結果、教養部では、改革案を正式に教授会に諮り、その承認を得るとともに、「将来構想委員会」を「教養部改革委員会」に改組して、新構想の概算要求化に向けての具体的作業に取り組むこととなった。<sup>76)</sup>一九八七(昭和六二)年から、文部省より大学改革等調査経費の交付を受けることとなり、新構想の実現が近いのではないかとの期待が高まった。<sup>77)</sup>しかし事態はなかなか進展しなかった。文部省は、名古屋大学における教養教育の改善充実案とその試行を評価しながらも、「教養学部・総合学術研究科」構想に対しては否定的であった。ここにいたって、一九九〇(平成二)年度概算要求から「教養学部・総合学術研究科」構想に代えて、「科学文化学部・科学文化学研究科」構想を提出することになった。<sup>78)</sup>

その後、幾度かの概算要求を経て、一九九三(平成五)年の情報文化学部ならびに大学院人間情報学研究科が設

置された。教養部は、同年一〇月一日で廃止されることになった（学内措置として一九九四（平成六）年三月三十一日まで存続された<sup>79</sup>）。

情報文化学部は、二学科構成で、各学科とも六大講座（各講座とも教授三名、助教授二名）の合計一二大講座からなる。したがって、教授三六名、助教授二四名の合計六〇名となった。ただ、最終的には、助教授が一名増えて、六一名となった。教養部から既設学部等へ四四名（理系学部へ二八名、文系学部へ一六名）、既設学部から情報文化学部へ一五名（理系学部から八名、文系学部から七名）が異動することとなった<sup>80</sup>。

## 六 大学設置基準の大綱化と教養部の廃止

一九九一（平成三）年二月、大学審議会の答申「大学教育の改善について」が出された。同年七月には大学設置基準の大綱化が施行された。この大学設置基準の大綱化によって、日本の大学は各大学独自の見識をもって大規模な教育改革に乗り出すこととなった。

このときまで、名古屋大学は、大学設置基準に沿って、専門教育科目の履修からなる専門教育のほかに、「一般教育科目」（人文科学・社会科学・自然科学・セミナー、総合科目を含む）、「外国語科目」、「保健体育科目」の履修からなる一般教育を実施してきた。つまり、各大学は自らの理念と目標の実現に向けて、自らの見識に従い、専門教育科目、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目等の科目区分を設けることなく、創意工夫によって、特色あるカリキュラムを編成できるようになった。さらに教育上必要に応じた名称で授業科目を区分し、それに応じた必要単位数を設定できるようになった。

〈表三〉教養部改革第三次検討委員会専門委

員会が提起した大学教育の問題点

- |   |                     |
|---|---------------------|
| ① | 一般教育のカリキュラムの画一性     |
| ② | 一般教育における研究と教育の分離    |
| ③ | 一般教育における学生の主体性の軽視   |
| ④ | 一般教育と専門教育に通じた系統性の欠如 |
| ⑤ | 大学教育における学部間の分断を挙げ   |

そこで、名古屋大学でも、従来の一般教育の見直しが進められることとなった。

まず、教養部改革第三次検討委員会専門委員会が、従来の大学教育の問題点として、上表（表三）の五点を掲げ、名古屋大学における四年一般教育を目指した教育改革の基本構想が示された。<sup>(81)</sup>

つまり、「一般教育」におけるカリキュラムの硬直化を避け、学生の主体性に基づいた教育を施すこと。そして、「一般教育」が後期学部課程の「専門教育」へスムーズに行こうすることを目標とした。さらには、このことから、教養部の教員に対しても、専門学部の教員と同等の研究ならびに教育活動に対する権利を獲得しようとした意気込みが感じられる。

教養部の廃止以後、名古屋大学における教養教育の実施責任体制は、各学部から委員を派遣して構成される「委員会方式」が採用された。<sup>(82)</sup> 一九九三（平成五年）度に「全学四年一貫教育委員会」とその下部委員会である「四年一貫教育計画委員会」が発足し、一九九四（平成六）年度には、同じ下部委員会として「共通教育実施運営委員会」が設置されて以来、両委員会が協力しながら、全学共通教育の企画・立案と実施・運営にあたるという体制がとられてきた。一九九九（平成一一）年一二月に、「全学四年一貫教育委員会」を「全学教育委員会」に改めるとともに、従来の「四年一貫教育計画委員会」と「共通教育実施運営委員会」とを統合して共通教育の企画・立案及び実施・運営を行う「全学共通教育委員会」<sup>(83)</sup> が置かれることとなり、二〇〇〇（平成一二）年四月より実施に移された。<sup>(84)</sup>

「全学共通教育委員会」には、科目区分に従って、基礎セミナー（文系）、基礎セミナー（理系）、専門基礎科目（文

系)、専門基礎科目(理系)、基本主題科目、総合科目、開放科目及び言語文化科目の各部会、ならびに生涯健康とスポーツ及び専門基礎科目(理系)に属する科目中の数学、物理学、化学、生物学、地球科学の各小部会を設け、共通教育委員会委員である主査と副主査及び授業担当者を含む委員により構成され、授業実施計画を立案するとともに、授業実施上の諸問題の解決にあたる。また、共通教育に関わる事務は、学務部共通教育室が担当することになった。

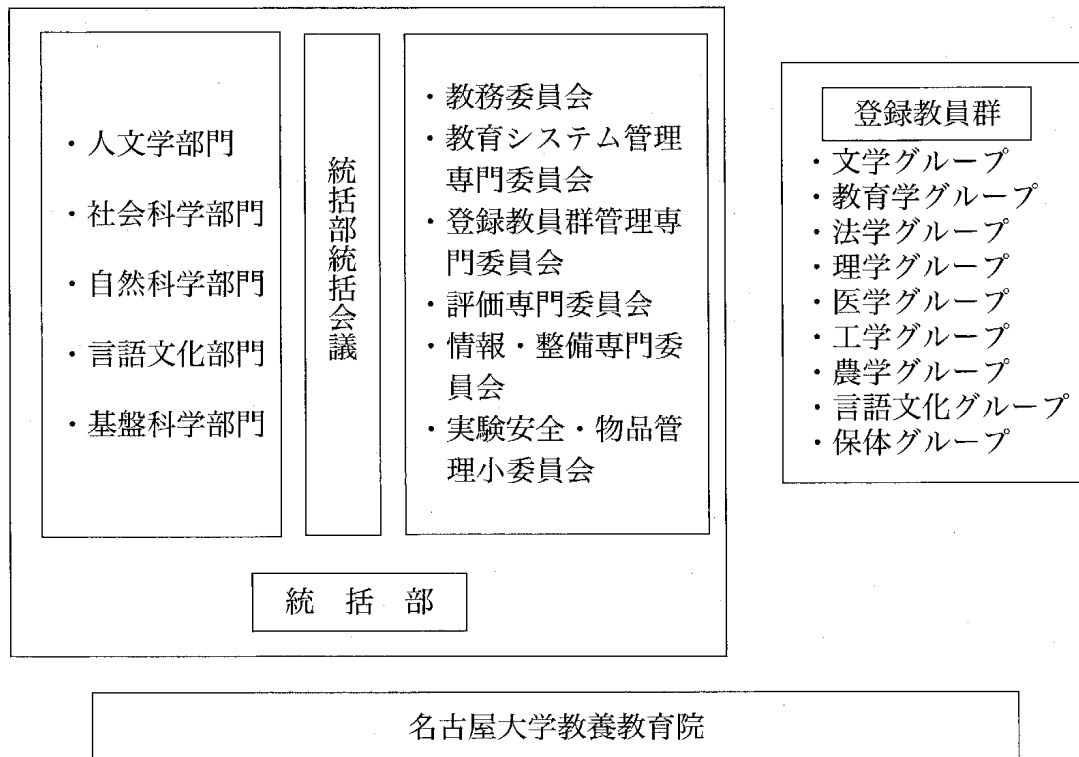
けれども、この委員会方式には、課題もあった。それは、「一般教育をどの学部がそれだけ担当するか」である。つまり、四年一貫教育の実施に伴って、教養部教員だけではなく、各学部の教員も一般教育を実施しなければならなくなった(全学出動体制)のである。けれども、授業の負担は、旧教養部へ多く偏りがちであった。なかには自らの学部で実施できる授業(たとえば、理科系学部の自然科学系の授業)まで、旧教養部の情報文化学部の教員が担当することもあった。<sup>(45)</sup> 当時、教養部教員であった近藤哲生は、「大学設置基準の改正により、一般教育科目と専門教育科目との固定的区分が、つまり担当教員の固定的区分が廃止され、全教員は四年間の教育に責任を負うことになったはずである。全教員は一般教育の担当者であり専門教育の担当者である。にもかかわらず、旧教養部組織を前提とした算定による担当の決定は、なんらかの数値化を避けられなかったとしても、設置基準改正(現行設置基準)の趣旨を全く理解していないというほかないものである。情報文化学部・人間情報学研究科がより多く担当することは、もちろんこれまでの経過からいっても止むを得ないことである。しかし、自らの学部でやれる授業(たとえば理系科目でいえば自然科学系の授業)まで、なぜ情報文化学部・人間情報学研究科が担当しなければならぬのか。この点で真の意味で四年一貫教育はいまだしというほかないであろう」と旧教養部教員の教養教育の負担増について不快感を示した。

このように、教養部を解体し、全学の教員で一般教育科目を担当するというシステムは、実態としては、すべての学部の教員に対して平等の負担を実現するものではなかったのである。

## 七 教養教育担当学部の見直し——教養教育院の設立

名古屋大学では、教養部廃止後、委員会方式によって教養教育が実施されていたが、名古屋大学における一般教育のあり方および一般教育を担当する責任学部の必要性が認識され、全学共通教育ならびにその実施体制についての根本的見直し作業が行われた。そこで、二〇〇〇（平成一二）年二月一九日の評議会において、「名古屋大学教養教育院設立準備委員会」が設置され、同年二月二八日に開催された同委員会において、下部委員会「名古屋大学教養教育院設立準備専門委員会」が設置されて、具体的な検討が開始された。<sup>86</sup>

このころ、名古屋大学では、二一世紀に向けて、基幹総合大学としての「新しい時代にふさわしい学術活動の発展」を目指して、「名古屋大学アカデミックプラン（案）」が取りまとめられ、その基本理念については全学的了解が得られたものとして、これをもとにして二〇〇〇（平成一二）年一月二月に名古屋大学学術憲章が制定された。あわせて、名古屋大学の組織および管理運営体制の整備面において、縦断細分型組織（学部組織）と横断包括型組織（全学共通組織）の二次元的組織体制を基本構造とする方針が示された。このうち、学部組織は、既存の学問領域の教育研究の継承、発展にあたる領域型学部と、新たな学術分野を創造する融合型学部とで構成し、二〇〇一（平成一三）年四月には、文理融合型の研究科として、新たに大学院環境学研究科が発足した。二〇〇三（平成一五）年四月には、大学院情報科学研究科の新設および国際言語文化研究科の拡充改組が行われた。<sup>87</sup>



〈図1：名古屋大学教養教育院の組織図：名古屋大学教養教育院ウェブページを参考に作成〉

このような学部横断型改組の過程において、二〇〇一（平成一三）年一月の評議会の承認を経て、二〇〇一（平成一三）年二月一日、学内措置により、教養教育の責任学部として名古屋大学教養教育院が発足した<sup>88</sup>。これまで委員会方式による全学共通教育の事務を担ってきた共通教育室が、同日づけで教養教育院事務室となり、新たな全学教育の実施に係る事務体制を支えている<sup>89</sup>。

教養教育院は、全学の「一般教育」の実施を統括する教養教育院統括部<sup>90</sup>と、学内の全ての教員が登録し、「全学教育」（名古屋大学における「一般教育」（教養教育）の意）を担当する組織として教養教育院登録教員群から構成される。教養教育院統括部は、（1）全学教育カリキュラムとガイドラインの立案、（2）教養教育院登録教員群の統括管理、（3）全学教育のデザインと実施組織の編成、（4）カリキュラム評価と授業評価、（5）学部間協力の推進、（6）教育支援と教育の質の向上、（7）学習環境の整備が

業務とされている。統括部には、専任教員一〇名、兼任教員一五名が配置されており、自然科学、社会科学、人文  
学、言語文化、基盤科学の五つの部門に分かれている。基盤科学部門は、数理学、情報科学、健康・スポーツ科  
学、基礎セミナーからなる。

登録教員群は、名古屋大学では講師以上の全教員が全学教育を等しく担当することが目指さして導入されたシス  
テムである。<sup>91</sup> 黒田光太郎らは、教養教育院のあり方について、「旧教養部の教員や定員に依存しない新しい実施体  
制であり、名古屋大学方式と呼び得よう。名古屋大学は基礎教育を含む広義の教養教育を再検討することにより、  
高度な教養を備えた良識ある市民の育成という社会の要請に応える現代的教養教育のスタンダードを構築すると  
もに、これを名古屋モデルとして全国に発信することをめざしている」<sup>92</sup>と述べ、教養教育院のユニークさを自負す  
るとともに、教養教育院が新たな教養教育を提供するとの意欲を示している。

このことによつて、委員会方式による旧教養部教員の不満を払拭しようとしたのである。さらには、名古屋大学  
のすべての教員が「一般教育」に携わることができるようにしたのである。

## むすび

「教育改革と組織改革とは、『車の両輪』なのである」<sup>93</sup>

名古屋大学教養部で組織改革に対して、尽力してきた近藤哲夫は、大学における教育ならびに組織改革の在り方  
に対して、上記のように述べている。

新制国立大学は戦前の大学制度の反省に立ち、(1) 教養的教育を重視し、人文科学・社会科学・自然科学にわ



たり、ゆたかな教養と広い識見を備えた人材の養成と、(2) 学問的研究とともに専門的職業的訓練を重視し、しかも両者を一体化しようとする理念を掲げた。

しかし、名古屋大学での旧制大学から新制大学への移行は、他大学の事例と同じように旧制学部の新制学部への移行、旧制高等学校等の分校(教養部)への吸収・転換として行われたにすぎなかった<sup>94</sup>。理念としての新制大学での「一般教育」(教養教育)の重視にもかかわらず、その初発から教養教育は、分校に任せられ、全学的な取り組みではなかった。それに対して、教養部教員による主体的な教養部運営は制約され、管理・運営の主導権は、旧制学部側にわたっていた。教養部教員は、自らの手での教養部運営を勝ち取るため、教養部の官制化を目指した。結果的に教養部は官制化されるのであるが、(1) 大学内における教養部の位置付け、換言すればその存在意義の確立の問題、(2) 高度経済成長期を支える要因であると共に結果でもある大学生の急激な増加への対応策、(3) 世界的な風潮となった若者の「管理体制への反乱」の象徴ともいえる「大学紛争」に巻き込まれ、窮地に立つ。

その後、『教養部の現況』の公表により、自らの置かれていた立場を明らかにし、明快で先見性があると評された提案を行った。つまり、(1) 専門教育と一般教育を四年一貫教育で行う、(2) 一般教育専任の教員は置かず、教養部は廃止する、(3) 一般教育は専門教育との有機的関連を重視して再編成する、(4) 教員はすべて学部および大学院の構成員に再編成する、というものである。一九七〇年代においてこのような認識に達していた名古屋大学が、教養教育の実施組織に対して根本的な改革へ進まなかったのはなぜであろうか。

これまでの考察をみても、教養部教員が多くの委員会を立ち上げ、答申を行い、積極的に行動していることは明らかである。つまり、ここで説明の手がかりとなるのは、教養部教員以外の教養教育に対する責任感のもちようではないだろうか。残念ながら、教養部教員以外の名古屋大学の教員が教養部における教育、さらには新制大学にお

ける教養教育の重きの置かれ方をどのくらい認識していたかを示す史料は見あたらないが、無視できない視点といえる。

名古屋大学における教養部の教員は、「一般教育」を担当する部局として、名古屋大学における教育の在り方を、組織体制の在り方に問題点を抱きながら、さまざまな課題を検討し、それらを解決するために、さまざまな活動を実施してきた。つまりは、教養部教員による、専門学部の教員と同等の権利を得るための、大学教員としてのプライドをかけた戦いだつたといえる。

けれども、未だにその問題が完全に解決したとは言い切れない。日本の国立大学が、新制大学の設置移行、大規模な改革が行われ、国立大学法人となった今、教員は、大学における教育がそれほど重要であるかを、「一般教育」の在り方を中心として、その重要性あるいは必要性について、改めて考える必要がある。つまりは、近藤哲夫が述べたように、教育改革をするためには、そのハコとなる組織改革、つまりは、その組織の管理運営体制ならびに責任体制についての議論が今後、ますます重要となるのである。

教養学部のみを有する米国シカゴ大学では、教員のほとんどが、学部（教養教育）ならびに大学院に二重所属している。<sup>96</sup>名簿をみると、名前のうしろに所属が書かれてあるのだが、ほとんどの教員が、「学士課程カレッジ、および大学院○○部門担当」となっている。つまり、同大学の教員は、学部（教養教育）ならびに大学院における研究の双方に対して、同じ負荷で責任を持つようになっている仕組みになっているのである。このことは、これまでの、そして今後の日本の大学の一般教育の責任体制を考える際に、大変参考となる。

なお、今後の課題としては、今回入手できなかった一次史料にあたり、より精緻な分析を行うことである。加えて、教養部教員以外の他の学部の教員が、教養部の組織的改革についてどのような反応を示したかを分析し、教養

部とその他の学部の間には潜む感情的差異がどうしてこんなにも大きいかを解明することによって、日本の国立大学における、「一般教育」担当部局の存在意義を考察することである。

\* \* \* \* \*

〈年表：名古屋大学における「一般教育」実施のための運営組織に関わる事項〉

①新制名古屋大学における教養教育実施に向けた準備状況（一九四七～一九四九年）

一九四七（昭和二二）年九月	旧制名古屋大学にて「大学の新しい在り方研究会」が組織される * 「一般教育」の在り方についての議論の開始
一九四八（昭和二三）年六月	文部省が国立新制大学設置要項を確定 * 教養（学）部必置の原則
一九四八（昭和二三）年七月二五日	旧制名古屋大学評議会において、教養部人事委員会の設置が決定
一九四九（昭和二四）年五月三一日	学制改革（国立学校設置法公布）により、旧制名古屋大学、同附属医学専門部、第八高等学校、名古屋経済専門学校ならびに岡崎高等師範学校を包括して、新制名古屋大学が発足
一九四九（昭和二四）年七月一日	教養教育を担当する部局（「教養部」）の設置 * 教養部運営に関する内部規程の設定
一九四九（昭和二四）年七月二三日	新制大学設置協議会において、教養部の人員の配置が決定

②名古屋大学教養部の自立的運営を目指した状況（一九五三～一九五八年）

\*教養部の各学部と同等の全学への関わり方を望んだ方策…評議会への参加に向けて

一九五三（昭和二八）年二月	全学評議会へ、教養部教員一名がオブザーバーとしての参画が認められる。
一九五五（昭和三〇）年六月	「教養部在り方研究会」において、教養部の教養部教員による自立的運営の意思が掲げられる。
一九五六（昭和三一）年九月	「教養部運営に関する規程」の一部改正
一九五六（昭和三一）年一〇月九日	教養部教授会が発足
一九五八（昭和三三）年一二月	全学評議会への教養部教授二名の参加が実現

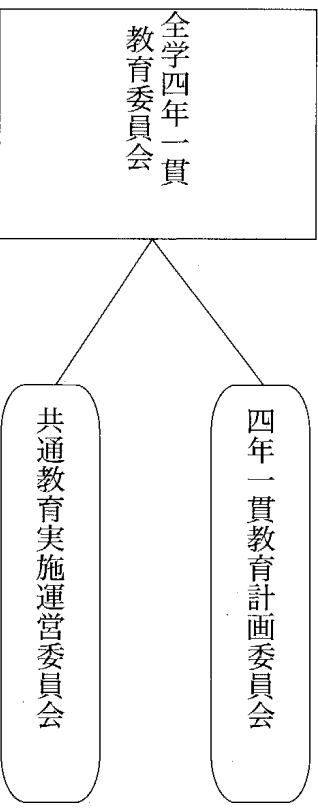
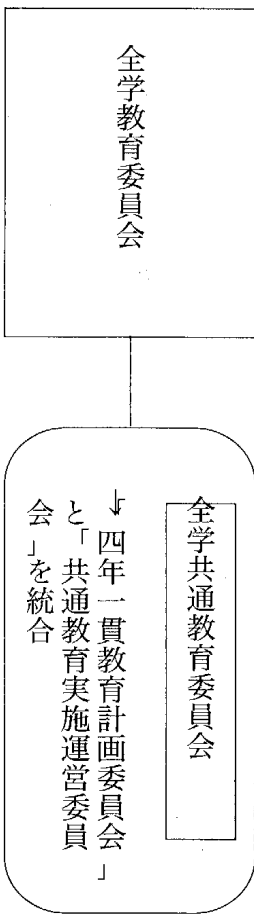
③名古屋大学教養部法制化への道のり（一九五九～一九六三年）

一九五九（昭和三四）年九月	国立大学協会において、岡山大学、金沢大学、新潟大学から教養部法制化についての強い意見が出される。
一九五九（昭和三四）年一〇月	七大学教養部長会議において、「教養部を制度的に確立して、学部と同格にしてもらいたい」と名古屋大学が発言
一九六二（昭和三七）年二月	名古屋大学教養部教授会に「官制化特別委員会」が設置
一九六二（昭和三七）年三月	国立大学協会の一般教育委員会が、教養部官制化を促進する提言を行う。
一九六三（昭和三八）年一月二八日	中央教育審議会「大学教育の改善について」答申
一九六三（昭和三八）年三月三一日	国立学校設置法改正案の施行 *名古屋大学、京都大学、九州大学、大阪大学の教養部が官制化

④教養部と全学共同による教養部改革：四年一貫教育ならびに新組織（部局）設置の検討（一九七二～一九九三年）

一九七二（昭和四七）年七月	全学に「教育と研究に関する大学問題検討委員会」（全学大問検）を総長のもとに設置
一九七二（昭和四七）年九月	教養部に「教養部大学問題検討委員会」を設置
一九七四（昭和四九）年九月	全学大問検が「一般教育課程の改革について」を答申
一九七四（昭和四九）年一月	教養部に全学大問検の答申を概算要求事項（一九七七（昭和五二）年度概算要求）としてとりまとめるために設置「とりまとめ委員会」を設置 ↑五項目からなる骨子を総長へ提出（一九七五（昭和五〇）年一月）（本稿表1を参照のこと）
一九七六（昭和五一）年三月	全学評議会に第一次教養部改革検討委員会を設置
一九七八（昭和五三）年	一九七九年度概算要求の確定↑教養部廃止を視野に入れた新たな組織の構想
一九七九（昭和五四）年	既設の語学センターを総合言語センターへ改組
一九七九（昭和五四）年二月	全学評議会のもとに、第二次教養部改革検討委員会が設置される↑一九八一年度概算要求（大学院兼担講座設置）のため
一九八四（昭和五九）年三月	教養部教授会が「将来構想委員会（のちに全学第三次教養部改革検討委員会を合流）」を立ち上げる。
一九九〇（平成二）年	一九九〇年度概算要求↑「科学文化学部・科学文化学研究所」構想
一九九一（平成三）年	概算要求として、「情報文化学部」ならびに「大学院人間情報学研究所」を提案
一九九二（平成四）年四月	独立研究科 名古屋大学院人間情報学研究所を設置
一九九三（平成五）年	名古屋大学情報文化学部設置
一九九三（平成五）年一月一日	名古屋大学教養部の廃止 （学内措置として、一九九四（平成六）年三月三十一日まで存続）

⑤ 大学設置基準の大綱化と全学の教員による「一般教育」への関わり（一九九一～二〇〇二年）

一九九一（平成三）年二月	大学審議会答申「大学教育の改善について」
一九九一（平成三）年七月	大学設置基準の大綱化の施行
一九九三（平成五）年	「全学四年一貫教育委員会」ならびに「四年一貫教育計画委員会」の発足 「共通教育実施運営委員会」の設置
一九九四（平成六）年	 <p>全学四年一貫教育委員会</p> <p>共通教育実施運営委員会</p> <p>四年一貫教育計画委員会</p>
一九九九（平成一一）年一二月	「全学四年一貫教育委員会」を「全学教育委員会」に改める 「四年一貫教育計画委員会」と「共通教育実施運営委員会」を統合して、「全学教育委員会」を設置する。
	 <p>全学教育委員会</p> <p>全学共通教育委員会</p> <p>↓ 四年一貫教育計画委員会 と「共通教育実施運営委員会」を統合</p>
二〇〇〇（平成一二）年一二月一九日	全学評議会に「名古屋大学教養教育院設立準備委員会」を設置

二〇〇〇（平成一二）年二月一九日	全学評議会に「名古屋大学教養教育院設立準備委員会」を設置
二〇〇〇（平成一二）年二月二八日	「名古屋大学教養教育院設立準備委員会」の下部委員会として「名古屋大学教養教育院設立準備専門委員会」を設置
二〇〇〇（平成一二）年二月	名古屋大学学術憲章が制定
二〇〇一（平成一三）年四月	独立研究科 名古屋大学環境学研究科が発足
二〇〇一（平成一三）年二月一日	名古屋大学教養教育院設置
二〇〇三（平成一五）年四月	独立研究科 名古屋大学情報科学研究科設置

注

- (1) 文部省調査普及局『米国教育使節団報告書 全』、一九五二年、五三ページ。
- (2) この引用文を読んでわかることだが、実は、同報告書の原文（英語）general education（ジェネラル・エデュケーション）は、同報告書の訳文では「普通教育」と訳されているのである。一九九一（平成三）年の大綱化以前まで用いられていた「<sup>ジェネラルエデュケーション</sup>一般教育」という用語は、一九五〇（昭和二五）年の「大学基準」のなかで活用され、それ以後定着していった。（大崎仁『大学改革一九四五〜一九九九』、有斐閣、一九九九年、一〇六ページ。）
- (3) 名古屋大学史編集委員会『名古屋大学五十年史 通史二』名古屋大学出版会、一九九五年、一〇九ページ。
- (4) 名古屋大学史編集委員会、一九九五年、一四七〜一四八ページ。
- (5) 名古屋大学史編集委員会、一九九五年、一四八〜一四九ページ。
- (6) 名古屋大学史編集委員会『名古屋大学五十年史 部局史二』名古屋大学出版会、一九八九年、二二七ページ。

(7) 近藤哲生「名古屋大学における教育改革」、大学教育改革研究会『大学改革の到達点にたって―国立七大学教養(学)部の総括―』九州大学大学教育研究センター、一九九九年、一三四ページ。

(8) 近藤哲生、一三四ページ。

(9) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二二七ページ。

(10) 教養部審議会の構成に関する原案では、「審議会は各学部長、文学部及び理学部から選出された各一名の教授又は助教授、各分校主事及び各分校から選出された各三名の教授または助教授をもって組織する」とあったが、各学部と教養部からの選出委員の数は同数であったが、「各学部長及び各分校主事をもって組織する」と修正されてしまった。(名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二一八ページ。)

(11) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二一八ページ。

(12) 近藤哲生、一三五ページ。

(13) 「新たに教養部長という呼称が生まれても、官制上は「分校主事」のままであった。」(安川寿之輔「戦後新制大学論―一般教育の祝座より見た―」『名古屋大学史資料室紀要』第一巻、一九八九年、九七ページ。)

(14) 同上。

(15) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二二六ページ。

(16) 近藤哲生、一三五ページ。

(17) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二二六ページ。

(18) 近藤哲生、一三五ページ。

(19) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二二六―二二七ページ。

「教養部運営への教員の意欲の低調の原因をこのような状況だけに求めるのは適切でないが、当時の教養部教員会議への教員の参加は低調であった。一九五二(昭和二七)年の場合では、構成員約八〇名(六月現在、教授二四、助教授二八、講師二一、助手六、合計七九名…定員八六名)の出席率が平均六二パーセントで、出席が三五、六名のときもあり、理由なしの欠席をしない



よう教養部長から異例の要望も出されている」(名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二二七ページ。)

(20) 近藤哲生、一三七ページ。

(21) 「教養部在り方研究会」とは、一九五二(昭和二七)年、教養部長戸近太郎(任期一九五二(昭和二七)年五月二一日)一九五四(昭和二九)年三月三二日)の提案によって、学部長会の構成員によって組織化されたものである。研究会で検討された主な内容は、当時の名古屋大学における教養教育カリキュラムと専門教育カリキュラムにおける単位数が、大学基準の提案とは異なり、「学内措置」によって算定されていたことをどう是正していくかであった。詳細は、青山佳代「名古屋大学における「一般教育」カリキュラムに関する歴史的考察―教養部発足から教養教育院の創設にいたるまでのカリキュラムの変遷に注目して―」『名古屋大学文書資料室紀要』第一三三号、二〇〇五年、六八〜七二ページを参照のこと。

(22) 縦割りとは、入学時にすでに所属学部が決定していることをいう。横割りとは、入学時には所属学部は決定せず(文科・理科別に入学し)学部前期課程終了時に所属(進学)学部を決定することをいう。(大学教育改革研究会『大学改革の到達点にたつて―国立七大学教養(学)部の総括―』九州大学大学教育研究センター、一九九九年、二ページ。)

(23) 詳細は、名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二四四ページを参照のこと。

(24) 近藤哲生、一三八ページ。

(25) 同上。

(26) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二四五ページ。

(27) 近藤精造「国立大学教養部における一般教育」『一般教育学会誌』第五卷第二号、一九八三年、五二ページ。旧七帝大をみてみると、北海道大学、東北大学が学内事情により官制化が遅れた。東北大学は一九六四(昭和三九)年に教養部が官制化されたが、北海道大学は結局官制化の道をとらず、学内措置に基づく設置という独自の方式を維持していった。大学教育改革研究会、前掲書、六ページ。

(28) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二五一ページ。

(29) 同上。

- (30) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二五二ページ。
- (31) 同上。
- (32) 名古屋大学史編集委員会、前掲書、二六三ページ。
- (33) 名古屋大学の東山地区へのキャンパスの集結に関しては、名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二五三〜二五九ページ、および名古屋大学史編集委員会、一九九五年、三五七〜六六二ページに詳しい。
- (34) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二六〇ページ。
- (35) ③に関しては、青山佳代、前掲書、二〇〇五年、〇ページ参照のこと。
- (36) ちなみに一九四九（昭和二四）年度は七一〇名であった。（大学教育改革研究会、前掲書、一三九ページ。）
- (37) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二一七ページ。
- (38) 名古屋大学教養部、『教養部の現況』、一九六五年、第三節。
- (39) 近藤哲生、一四〇ページ。
- (40) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二六八〜二六九ページ。
- (41) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、一六九ページ。
- (42) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二七一ページ。
- (43) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二七九〜二八〇ページ。
- (44) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、二八五ページ。
- (45) 近藤哲生、一四〇ページ。
- (46) 近藤哲生、一四〇〜一四二ページ。
- (47) 近藤哲生、一四二ページ。
- (48) 名古屋大学『明日を拓く名古屋大学三 高度の教育・研究拠点を目指して（一九九六〜一九九七）』、一九九七年、一〇八ページ。

- (49) これとほぼ同時期に「教養部大学問題検討委員会」が教養部教授会に対して、教養部の組織改革と四年一貫教育の推進が必要であるとの答申を行っている。(名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三〇五ページ。)
- (50) 本答申の内容については、近藤哲生、一四三〜一四六ページを参照のこと。
- (51) 近藤哲生、一四三ページ。
- (52) 名古屋大学『教養部改革調査報告書』一九八八年、九六〜九七ページ。
- (53) 同上。
- (54) 近藤哲生、一四五ページ。
- (55) 名古屋大学教養部大問検の答申にかんして、小笠原(二〇〇四)は、「最も明快で先見性があると感じられる」と評している。(小笠原正明「一九九〇年代の大学および大学院改革——大学設置基準の大綱化と大学院重点化がもたらしたもの——」絹川正吉・館昭編著『学士課程教育の改革』(講座「二十一世紀の大学・高等教育を考える」第三巻)、東信堂、二〇〇四年、七五ページ。)
- (56) 近藤哲生、一四六ページ。
- (57) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三〇五ページ。
- (58) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三二二ページ。
- (59) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三二二ページ。
- (60) 名古屋大学大学文書資料室には、一九八一(昭和五六)年からとりまとめ委員会の委員長を務めた中田実が寄贈した膨大な関係書類が保管されている。
- (61) 語学センターについての詳細は、名古屋大学史編集委員会、一九九五年、七九四〜七九六ページを参照のこと。
- (62) 総合保健体育科学センターについての詳細は、名古屋大学史編集委員会、一九九五年、七九二〜七九四ページを参照のこと。
- (63) これに基づき、一九七五(昭和五〇)年には、総長の下に「四年一貫教育検討委員会」が設置された。「四年一貫教育検討委員会」とは、総長のもとに設置されたもので、その目的・任務は、「教育と研究に関する大学問題検討委員会」の答申に沿って、四年一貫教育の具体化を図ることであった。同委員会は、約二年半の審議を経て、一九七七(昭和五二)年に答申を提出し

た。答申は、一般教育と専門教育は有機的連係をもつてひとつのカリキュラムにまとめられ、両者が四年一般教育として計画されるべきであるとし、四年間の適正な時期にそれぞれの授業科目を配置する必要があるということから、一般教育と専門教育を低年つきから組み合わせて、年つきが進むにつれて、一般教育科目が量的に減少し、逆に専門教育科目が増加していくという方法を提示した。さらに、答申は「四年一貫教育における各授業科目の在り方」についてもつぎのような提言を行った。(名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三二三ページ。名古屋大学『明日を拓く名古屋大学2 教育改革と大学院重点化(一九九四～一九九五)』、一九九五年、八八ページ。近藤哲生、一四六ページ。)

(64) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三二三ページ。

(65) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三二三～三二四ページ。

(66) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三二四ページ。

(67) 近藤哲生、一四八ページ。

(68) 同上。

(69) 兼担講座の詳細については、名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三二七～三二九を参照のこと。

(70) 近藤哲生、一四八ページ。中田実「名古屋大学―名古屋大学教養部のカリキュラム改革」『一般教育学会誌』第五巻第一号、一九八三年、六八ページ。

(71) 一九七一(昭和四六)年度カリキュラムと一九八四(昭和五九)年度カリキュラムの比較にかんしては、青山佳代、前掲書、七五～八三ページに詳しい。

(72) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三〇七～三〇九ページ。

(73) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三三五ページ。

(74) 近藤哲生、一五〇ページ。

(75) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三三五ページ。

(76) 名古屋大学史編集委員会、一九八九年、三三六ページ。

(77) 近藤哲生、一五〇ページおよび一五三ページ。

(78) 近藤哲生、一五三ページ。

(79) 名古屋大学『明日を拓く名古屋大学2 教育改革と大学院重点化（一九九四〜一九九五）』、一九九五年、九〇ページ。

(80) 近藤哲生、一五九ページ。

(81) 教養部改革第三つぎ検討委員会専門委員会『名古屋大学における教育改革―四年一貫教育を目指して』、一九九三年、一ページ。  
(82) 教養部廃止以後の教養教育の実施組織について、小笠原正明は、つぎの三つに類型化している。

第一類型…独立の教養学部方式で、博士課程まである東京大学の教養学部はその数少ない例の一つである。「総合人間学部」をつくってこれを教養教育の責任学部とした京都大学もこのなかに入る。広島大学では、大綱化の前から総合科学部が教養教育に責任を持っていた。

第二類型…「大学教育研究センター」などのセンターが教養教育を総括する形である。規模や機能において色合いの違いはあるが、北海道大学、東北大学、九州大学などがこの範疇に入る。研究部など専任教員を配置し、副学長が教育課程に責任をもつのが一般的である。このような目的を持ったセンターは、二〇〇〇年を境にその数を増やしており、国立大学においては標準的な体制となりつつある。

第三類型…委員会のみで運営する名古屋大学および大阪大学方式である。それぞれ共通教育機構をもっており、それとは別に教育・研究のためのセンターが設置されている場合もある。第二類型の場合も含めて、このようなセンターと共通教育機構との関係は微妙かつ流動的であり、一部にセンターの専任教員の数を増やして、旧教養部のような機能を持たせようとしているところもある。（小笠原正明、二〇〇四年、八〇ページ。）

(83) 「全学共通教育委員会」は、全学四年一貫教育に関し、①その目標・理念に関すること、②長期計画の策定に関すること、③その実施に、特に必要な予算・施設設備に関すること、④その実施における学部間の調整・統括に関すること、⑤その他、を所管する。

下部委員会である「共通教育委員会」は、全学共通教育の、①科目区分に関すること、②企画立案・実施運営及び学部間の連絡

調整に関すること、③授業及び試験の実施並びに成績評価に関すること、④必要な施設設備等に関すること、⑤実施運営に必要な予算に関すること、⑥その他、を所管する。(名古屋大学『全学テーマ別評価自己評価書「教養教育」(平成一二年度着手継続分)』、二〇〇二年。)

(84) 名古屋大学教養教育院『名古屋大学における全学教育―その現状と課題―』二〇〇四年、一ページ。

(85) 近藤哲生、一六四ページ。

(86) 名古屋大学教養教育院、二〇〇四年、一〜二ページ。

(87) 名古屋大学教養教育院、二〇〇四年、一ページ。

(88) 同上。

(89) 名古屋大学教養教育院、二〇〇四年、九ページ。

(90) 名古屋大学教養教育院、二〇〇四年、二〜四ページ。

(91) 黒田光太郎、近田政博、鳥居朋子『総合大学における教養教育の組織化への取り組み―名古屋大学教養教育院の設立』、第七回日本高等教育学会、発表スライド。

(92) 同上。

(93) 近藤哲生、一四七ページ。

(94) 近藤哲生『名古屋大学における教育改革』、大学教育改革研究会『大学改革の到達点にたつて―国立七大学教養(学)部の総括―』九州大学大学教育研究センター、一九九九年、一三四ページ。

(95) 小笠原正明、二〇〇四年、七五ページ。

(96) 松浦良充『シカゴ大学』、有本章編『大学のカリキュラム改革』玉川大学出版部、二〇〇三年、二六四〜二八一ページ。

(あおやま・かよ 名古屋大学高等教育研究センター)